

令和 6 年度

P T A 総会



豊橋市立高師小学校 P T A

PTA活動

子どもたちのために会員皆様のご協力をお願いいたします！

学校ボランティア

図書ボランティア
窓ふきボランティア

PTA 総会

役員会

常任委員会

子ども見守り隊

朝の交通立ち番、あいさつ
運動、通学路の危険箇所の確
認など事故や犯罪から子ども
たちを守ります！

学年部	広報部	文化部	安全部
運動会・学習発表会 科学出前授業 給食懇談会などの 行事の手伝いなど	主な学校行事の撮影 PTAだより発行 たかし小僧発行など	講座の企画 美化活動 サークル活動の手伝い など	資源回収 あいさつ運動 安全パトロールなど
			

資源回収

☆年に数回、児童の持ち込みによる回収



美化活動

<窓ふき・カーテン洗い> <側溝清掃> 等を開催予定



ご参加・ご協力をお願いいたします。

第1号議案

令和5年度 高師小学校 P T A 事業報告

月	役員(執行部)	学年部	広報部	文化部	安全部
4	・第1回常任委員会(13日) ・ P T A 総会(書面) ・ 田んぼ会議(21日)	・ 田んぼ会議(21日) ・ P T A 総会受付(書面)	・ 年間活動計画作成 ・ 取材、撮影	・ 新規サークル受付案内 (24日)	・ 交通立ち番日程表作成 (11日) ・ 安全パトロール表作成 ・ 朝のあいさつ運動日程表作成
5	・ 第2回常任委員会(11日) ・ 運動会(20日) ・ 田んぼ会議 (17日) ・ 米作り[田植え] (30日)	・ 米作り[草刈り] (13日) ・ 田んぼ会議 (17日) ・ 田植え説明会 (17日) ・ 5年: 米作り、稲の受け取り あぜ作り、草取り (24日) ・ 米作り[田植え] (30日)	・ 取材、撮影 ・ 運動会(20日)	・ 文化講座[内容決定] 募集チラシ配布、受付 (23日～6月2日)	・ 全世帯における交通立ち番 開始(～3月まで)
6	・ 第3回常任委員会(1日) ・ 朝のあいさつ運動(26日) ・ 学校保健委員会(第1回) ・ 次年度役員選考開始	・ 給食懇談会 (30日)	・ 取材、撮影 ・ たかし小僧①発行	・ 文化講座ヨガ (27日) ・ タオル販売 業者と打ち合わせ	・ 朝のあいさつ運動(26日)
7	・ 第4回常任委員会(13日) ・ 校区を明るくする会 (28日) ・ たかし納涼フェスタ (29日)		・ P T A だより①発行 ・ 取材、撮影	・ タオル販売 デザイン、カラー決定 (20日)	・ 資源持込回収(10日～13日)
8				・ タオル販売 販売チラシ、封筒作成	
9	・ 第5回常任委員会(7日) ・ 高師校区体育祭 (16日) ・ 校区合同防災訓練(30日)	・ 朝のあいさつ運動 (27日)	・ 校区合同防災訓練(30日) ・ 取材、撮影	・ タオル販売チラシ配布、注文受付 (14日～29日) ※サンプル展示 (16日、19日～29日)	・ 休み明け交通立ち番 ・ 安全パトロール (22日) 中止 ・ 朝のあいさつ運動(25日)
10	・ 第6回常任委員会(5日) ・ 米作り[稲刈り] (12日) ・ たかしオータムフェスタ (29日)	・ 5年: 米作り[事前稲刈り] (7日) ・ 米作り[稲刈り] (12日)	・ 取材、撮影 ・ 朝のあいさつ運動 (16日)	・ タオル集計、発注 (7日、11日) ・ 朝のあいさつ運動 (23日)	・ 朝のあいさつ運動(16日、23日) ・ 安全パトロール (13日)
11	・ 第7回常任委員会(2日) ・ 本郷地区市民館祭り (12日) ・ 朝のあいさつ運動 (20日)	・ 朝のあいさつ運動 (27日)	・ 取材、撮影	・ タオル仕分け、配布 (4日、6日) ・ 美化活動 窓ふきボランティア中止	・ 朝のあいさつ運動 (20日、27日)
12	・ 5年: しめ縄作り (6日) ・ 第8回常任委員会(7日)	・ 学習発表会 (2日) ・ 5年: しめ縄作り (6日)	・ 取材、撮影 ・ P T A だより②発行 ・ 朝のあいさつ運動 (18日)		・ 朝のあいさつ運動 (18日) ・ 資源持込回収(11日～14日)
1	・ 第9回常任委員会(11日) ・ 5年: 田んぼ収穫 に感謝する会 (24日) ・ 朝のあいさつ運動 (22日)	・ 5年: 田んぼ収穫 に感謝する会 (24日)	・ 取材、撮影	・ 朝のあいさつ運動 (15日)	・ 朝のあいさつ運動 (15日、22日) ・ 休み明け交通立ち番
2	・ 第10回常任委員会(1日) ・ 次年度部員、部長選考会 (24日)	・ 活動報告会 ・ 朝のあいさつ運動 (19日) 雨天中止 ・ 次年度部員、部長選考会 (24日)	・ 取材、撮影 ・ 朝のあいさつ運動 (26日) ・ 次年度部員、部長選考会 (24日)	・ 次年度部員、部長選考会 (24日)	・ 朝のあいさつ運動 (19日、26日)) ※19日は雨天中止 ・ 資源持込回収(5日～8日) ・ 次年度部員、部長選考会 (24日)
3	・ 第11回常任委員会(9日) ・ 新旧常任委員引継ぎ会 (9日) ・ 卒業式参加(19日) ・ 活動のまとめと反省	・ 6年: 卒業へ向けての段取り ・ 新旧引継ぎ会 (9日) ・ 活動のまとめと反省	・ たかし小僧②発行 ・ P T A だより③発行 ・ 取材、撮影 ・ 新旧引継ぎ会 (9日)	・ サークル活動報告 ・ 活動のまとめと反省 ・ 新旧引継ぎ会 (9日)	・ 新旧引継ぎ会 (9日) ・ 活動のまとめと反省
年間	企画・運営	学年・学級への支援	行事撮影取材活動	会員交流	安全指導

第2号議案

令和5年度 P T A 本会計 決算報告書

高師小学校 P T A

収入の部

単位：円

項 目	5年度予算額	5年度決算額	差 額	摘 要
1. 前年度繰越金	1,504,560	1,504,560	0	
2. P T A 会費	1,881,600	1,970,360	88,760	世帯数と教職員（月280円）
3. 特別会計より振替	100,000	0	▲ 100,000	
4. その他	50,000	378,752	328,752	利息、総合保障制度還付金
計	3,536,160	3,853,672	317,512	

支出の部

単位：円

項 目	5年度予算額	5年度決算額	差 額	摘 要
1. 管理費	410,000	210,969	199,031	
(1)会議費	45,000	42,760	2,240	役員選考委員会費、他
(2)研修費	30,000	5,000	25,000	
(3)負担金	130,000	77,755	52,245	市 P 連絡協議会会費、県 P 連安全互助会費
(4)慶弔費	60,000	5,000	55,000	慶弔規定による
(5)印刷製本費	80,000	78,800	1,200	プリンターインク代、コピー用紙
(6)事務用品費	15,000	1,654	13,346	ファイル、文具消耗品費
(7)備品	50,000	0	50,000	
2. 事業費	820,000	819,321	679	
(1)執行部費	10,000	10,000	0	執行部活動費
(2)学年部費	400,000	352,570	47,430	田畑管理費、豊作に感謝する会、他
(3)広報部費	230,000	201,258	28,742	P T A 新聞印刷代、P T A だより用紙、印刷、写真代、他
(4)文化部費	110,000	248,398	▲ 138,398	各ボランティア活動費、タオル販売、他
(5)安全部費	70,000	7,095	62,905	交通立当番経費、マラソン大会、他
3. 体験活動関係諸費	850,000	828,746	21,254	委員会活動費、クラブ部活動費、各種行事活動費、他
4. 予備費	1,305,160	60,000	1,245,160	次年度 P T A 会費入金までの準備金
5. 通信費	41,000	36,300	4,700	メール緊急連絡ネットワーク
6. 行事関係費	110,000	107,926	2,074	入学・卒業式関係費
合計	3,536,160	2,063,262	1,472,898	
次年度繰越金			1,790,410	

令和5年度 P T A 本会計の収支を会計監査した結果 適正であると認める。

会計監査

小倉 洋輔

会計監査

渡辺 亜紀代

令和 5 年度 PTA体験活動関係諸費内訳

収入の部		支出の部		
項目	合計金額	項目	内訳	合計金額
1 前年度繰越金	0	1 飼育関係	ラビットフード・牧草・手袋他	57,587
2 本年度活動費	850,000	2 写真	児童職員記録写真	0
		3 栽培	種・種芋	5,643
		4 学級	消耗品	5,100
		5 行事	入学式、運動会、野外活動、学習発表会、 6 年生を送る会、卒業式、他	197,393
		6 特別活動	1 1 0 番の家、鉢花	23,457
		7 環境	誘導灯、新 1 年生保護者札、体育館黒台	378,241
		8 その他		161,325
		支出小計		828,746
		9 返金		21,254
合計	850,000	合計		850,000

第3号議案

令和5年度 PTA特別会計 決算報告書

高師小学校 P T A

単位：円

収 入 の 部		支 出 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
1. 前年度繰越金	1,409,887	1. ジャンピングボード材料費	120,912
2. 資源回収活動	1 回目	2. 設備環境充実費	0
	2 回目	3. 手数料等	550
	3 回目	4. 災害用保存食（パン缶）	92,400
	市助成金	5. 納涼祭仕入れ代	115,000
3. 納涼フェスタ	186,704		
4. ウォッチング高師	62,150		
5. ウォッチング高師解約	32,013		
6. その他 利息他	12		
合 計	1,710,122	合 計	328,862
		次年度繰越金	1,381,260

令和5年度 P T A 特別会計の収支を会計監査した結果 適正であると認める。

会計監査 小倉 洋輔

会計監査 渡辺 亜紀代

令和6年度 役員及び部員の承認について
令和6年度 役員・常任委員・部員 名簿(案)

◎:部長 ○:副部長 △:会計

役員・常任委員				
役員	役職名	氏名	学年	児童名
	会長	中迫 甲太朗	6	飛吾
	副会長	建部 洋平	6	紋佳
	副会長	加藤 衣里	5	愛彩
	副会長	森 温貴	5	ひかる
	副会長	鈴木 久美	教頭	
	書記	青山 幸恵	6	由依
	書記	小林 真美子	3	慶多
	書記	神谷 志津世	教務主任	
	会計	加藤 康之	6	吏功
	会計	武田 美由紀	6	徠和
	会計	原田 誠	校務主任	
	会計監査	小倉 洋輔	6	想葉
	会計監査	鈴木 絵奈	5	蓮人
部長	学年部長	鈴木 亜由美	2	壺心
	広報部長	葉山 唯	3	空翔
	文化部長	柴田 由美子	1	美久
	安全部長	糟谷 望	3	渚
顧問		林 範昌		

学年部部員			
役	氏名	学年	児童名
	真木 いづみ	1	結梨奈
	水野 夏美	1	羽菜
◎	鈴木 亜由美	2	壺心
	入谷 裕子	2	紗奈
	鈴木 幸恵	3	祥悟
	内藤 かおり	3	ななみ
	尾崎 澄奈	4	想乃
○	河原 佳子	4	裕恭
△	朽名 麻生	5	陽
	井上 由利子	5	颯大
	小林 郁子	6	祐翔
	濱砂 和幸	6	知風

広報部部員			
役	氏名	学年	児童名
○	戸澤 柚子	1	結萌
	伊藤 佳余	2	練
	浦越 亨奈	2	星花
△	中西 佳代	3	柊護
◎	葉山 唯	3	空翔
	平尾 真由美	4	綾花
	西 菜美	4	優菜
	竹下 沙夜夏	5	惺
	岡田 さおり	5	優衣
	藤澤 智子	6	怜大
	地宗 結香	6	蒼空

文化部部員			
役	氏名	学年	児童名
◎	柴田 由美子	1	美久
	喜多 梢	1	遥翔
	常山 真衣	2	晴史
	小林 裕貴	2	暖依
	野村 栄里	3	莉乃
	大木 紗波	3	風佳
	神藤 結生	4	遥
○	内田 千弘	4	藤
	柴田 佳奈	5	和莞
△	綾 留衣	5	葉潤
	西尾 亜衣	6	瞳吾
	藤田 一恵	6	尚佑

安全部部員			
役	氏名	学年	児童名
	縣 和美	1	蒼万
	森田 梓	1	將平
	木藪 綾乃	2	煌星
	國仲 美江子	2	美玲江
◎	糟谷 望	3	渚
○	白井 かおり	3	宗助
	富名腰 利衣子	4	永菜
	岡村 亜由美	4	真咲
△	稲垣 亜希	5	咲来
	黒田 理美	5	衣桜
	金田 めぐみ	6	芽依
	鈴木 梢	6	芹那

第5号議案

令和6年度 高師小学校 P T A 事業（案）

月	役員(執行部)	学年部	広報部	文化部	安全部
年間	企画・運営	学年・学級への支援	行事撮影取材活動	会員交流	安全指導
4	・第1回常任委員会(11日) ・ P T A 総会(書面)	・ P T A 総会受付(書面)	・年間活動計画作成	・新規サークル受付案内	・交通立番日程表作成 ・安全パトロール表作成 ・朝のあいさつ運動日程表作成
5	・第2回常任委員会(9日) ・運動会	・科学出前授業 (10日) ・運動会 (18日) ・給食懇談会 (22日)			・全世帯における交通立ち番 開始(～3月まで)
6	・第3回常任委員会(6日) ・朝のあいさつ運動 ・学校保健委員会 ・次年度役員選考開始	・学校保健委員会 (27日)	・たかし小僧①発行	・ヨガ (25日)	・朝のあいさつ運動
7	・第4回常任委員会 (4日) ・校区を明るくする会 ・たかし納涼フェスタ			・Tシャツ販売 業者と打ち合わせ	・持ち寄り資源回収 (9～12日)
8				・Tシャツ販売 デザイン、カラー決定	
9	・第5回常任委員会(5日)	・朝のあいさつ運動	・ P T A だより①発行	・Tシャツ販売 販売チラシ、封筒作成	・休み明け交通立ち番 ・安全パトロール (予定)
10	・第6回常任委員会(3日) ・たかしオータムフェスタ		・朝のあいさつ運動	・Tシャツ販売チラシ配布、注文受付 ・朝のあいさつ運動	・朝のあいさつ運動 ・安全パトロール (予定)
11	・第7回常任委員会(7日) ・本郷地区市民館祭り ・朝のあいさつ運動	・朝のあいさつ運動 ・学習発表会(16日)		・Tシャツ集計、発注 ・美化活動	・朝のあいさつ運動
12	・第8回常任委員会(5日)	・学校保健委員会 (17日) ・科学出前授業 (18日)	・朝のあいさつ運動	・Tシャツ仕分け、配付	・朝のあいさつ運動 ・持ち寄り資源回収 (10～13日)
1	・第9回常任委員会(9日) ・朝のあいさつ運動		・ P T A だより②発行	・朝のあいさつ運動	・朝のあいさつ運動 ・休み明け交通立ち番
2	・第10回常任委員会(6日) ・次年度部員、部長選考会	・次年度部員、部長選考会 ・朝のあいさつ運動	・次年度部員、部長選考会 ・朝のあいさつ運動	・次年度部員、部長選考会	・朝のあいさつ運動 ・持ち寄り資源回収 (3～6日) ・次年度部員、部長選考会
3	・第11回常任委員会(8日) ・新旧常任委員引継ぎ会(8日) ・卒業式参加 ・活動のまとめと反省	・6年:卒業へ向けての段取り ・新旧引継ぎ会 (8日) ・活動のまとめと反省	・たかし小僧②発行 ・新旧引継ぎ会 (8日)	・サークル活動報告 ・活動のまとめと反省 ・新旧引継ぎ会 (8日)	・新旧引継ぎ会 (8日) ・活動のまとめと反省

第6号議案

令和6年度 P T A 本会計 予算（案）

高師小学校 P T A

収入の部

単位：円

項 目	6年度予算額	5年度決算額	差 額	摘 要
1. 前年度繰越金	1,790,410	1,504,560	285,850	
2. P T A 会費	1,435,200	1,970,360	▲ 535,160	世帯数と教職員（月200円に変更）
3. その他	0	378,752	▲ 378,752	利息
計	3,225,610	3,853,672	▲ 628,062	

支出の部

単位：円

項 目	6年度予算額	5年度決算額	差 額	摘 要
1. 管理費	530,000	210,969	319,031	
(1)会議費	45,000	42,760	2,240	役員選考委員会費、他
(2)研修費	30,000	5,000	25,000	
(3)負担金	100,000	77,755	22,245	市 P 連絡協議会会費、県 P 連安全互助会費
(4)慶弔費	60,000	5,000	55,000	慶弔規定による
(5)印刷製本費	80,000	78,800	1,200	プリンターインク代、コピー用紙
(6)事務用品費	15,000	1,654	13,346	ファイル、文具消耗品費
(7)備品	200,000	0	200,000	災害用保存食（パン缶）
2. 事業費	470,000	819,321	▲ 349,321	
(1)執行部費	10,000	10,000	0	執行部活動費
(2)学年部費	70,000	352,570	▲ 282,570	卒業式花代、他
(3)広報部費	230,000	201,258	28,742	P T A 新聞印刷代、P T A だより用紙、印刷、写真代、他
(4)文化部費	110,000	248,398	▲ 138,398	各ボランティア活動費、タオル仕入れ費、他
(5)安全部費	50,000	7,095	42,905	交通立当番経費、他
3. 体験活動関係諸費	850,000	828,746	21,254	委員会活動費、クラブ部活動費、各種行事活動費、トランシーバー、他
4. 予備費	1,075,610	60,000	1,015,610	次年度 P T A 会費入金までの準備金
5. 通信費	0	36,300	▲ 36,300	デントツくん
6. 行事関係費	300,000	107,926	192,074	入学・卒業式関係費（コサージュ、お菓子、証書ホルダー）
計	3,225,610	2,063,262	1,162,348	
次年度繰越金			0	

第7号議案

令和6年度 PTA特別会計 予算（案）

高師小学校PTA

単位：円

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
1. 前年度繰越金	1,381,260	1. ジャンピングボード材料費	130,000
2. 資源回収活動	1回目 5,000	2. 予備費	1,345,260
	2回目 3,000		
	3日目 5,000		
	市助成金 1,000		
3. フェスタ関係、A I G、その他	80,000		
合 計	1,475,260	合 計	1,475,260
		次回繰越金	0

災害見舞金給付 災害補償のあらまし

給付及び補償の対象者

- ◇ PTA会員
- ◇ 児童・生徒
- ◇ 会員と同居の親族
- ◇ PTA行事への参加が事前に
PTA会長より認められている者

PTA活動の充実発展には、各種の活動中に生じる事故を未然に防ぐ安全教育を徹底するとともに、安心して活動ができる体制づくりが必要です。安全互助事業では、平成18年4月1日に施行されました「改正保険業法」に則り、平成20年7月1日からご案内のとおりの方法（内容）で実施しております。ご理解ご協力よろしくをお願いいたします。

見舞金及び保険金の内容

自主運営

傷害見舞金

PTA活動中（往復途上を含む）に傷害を被った場合、その程度に応じて「安全互助事業積立基金」から見舞金を給付します。

- ・通院：1日につき 1,500円
 - ・入院：1日につき 2,500円
- （支給限度額は入通院合算で10万円）

診断書が必要な場合は、その費用も別途お支払いします。

死亡見舞金

PTA活動がもとで180日以内に死亡した場合、「安全互助事業積立基金」から死亡見舞金10万円を給付します。
（ただし、傷害見舞金を含む）



保険会社委託

死亡保険金

PTA活動中のけががもとで180日以内に死亡した場合、委託保険会社から160万円支払われます。

後遺障害保険金

PTA活動中のけががもとで後遺障害を負った場合、障害の程度により6.4万円～160万円が委託保険会社から支払われます。

損害賠償責任保険金

PTA活動中にその管理運営に不備があり、身体・財物に損害を与えることにより賠償責任を負った場合、損害賠償金が委託保険会社から支払われます。

- ・対人賠償：1名につき1億円限度
1事故につき5億円限度
- ・対物賠償：1事故につき3千万円限度
- ・借用物賠償：1事故につき10万円限度

※委託保険会社：AIG損害保険株式会社

期 間

- ◇ 令和6年7月1日～令和7年6月30日
- ◇ 小1年生・中1年生及びその関係者は慣例により令和6年4月1日より対象となります。
- ◇ 小6年生・中3年生及びその関係者は慣例により令和7年3月31日で対象外となります。
- ◇ 役員は、任期終了まで対象となります。
- ◇ 年度の途中で会員でなくなった場合（県外転校等）は、対象外となります。

会 費

- ◇ 年間1会員当り40円（年会費には、保険会社に支払う保険料約31円が含まれます。）

その他

- ◇ 細菌性食物中毒及び熱中症による死亡・後遺障害は対象となります。

※PTA活動において、けが・事故等がありましたら、詳細についてはPTA担当の先生（教頭先生）にお尋ねください。

愛知県小中学校PTA連絡協議会

〒460-0007 名古屋市中区新栄一丁目49番10号
愛知県教育会館 6F
TEL 052-251-8820 FAX 052-262-6510

令和6年度PTA安全互助事業 実施要項

1 安全互助事業の概要

- ① 事業費は、40円とする。(委託保険会社に支払う保険料約31円を含む)
- ② 見舞金の支給は、「積立基金特別会計」を充て、見舞金の支給限度額は、10万円とする。
*10万円は、社会通念上、見舞金として考えられる額
- ③ 給付基準は以下のようにする。

ア 傷害見舞金	通 院	1日につき	1,500円
	入 院	1日につき	2,500円
イ 死亡見舞金	1名につき	100,000円	
- ④ 死亡保険及び後遺障害保険は以下とし、業務を保険会社に委託する。

死亡保険金	160万円
後遺障害保険金	6.4万円～160万円
- ⑤ 給付対象者は以下とする。

ア P T A 会 員
イ 児 童 ・ 生 徒
ウ P T A 会 員 と 同 居 の 親 族
エ P T A 行 事 へ の 参 加 が 事 前 に P T A 会 長 よ り 認 め ら れ て い る 者
オ 郡 市 P 連 ・ 県 小 中 P 連 事 務 局 職 員 (P T A 活 動 と 認 め ら れ る 事 業 に 従 事 中 傷 害 等 を 受 け た 場 合 、 ③ ア ・ イ の 傷 害 ・ 死 亡 見 舞 金 を 給 付 す る 。)
- ⑥ 損害賠償責任保険は以下とし、業務を保険会社に委託する。

対人賠償	1名につき	最高1億円	(自己負担0円)
	1事故につき	最高5億円	(自己負担0円)
対物賠償	1事故につき	最高3千万円	(自己負担0円)
借用物賠償	1事故につき	最高10万円	(自己負担5千円)

* 損害賠償責任保険は、会員が所属する単位PTA及びPTA連絡協議会が主催または共催する活動中にその管理下における人身傷害事故・財物損壊事故・受託物の損壊・紛失・盗取により法律上の賠償の責任を負う時、被る損害に対して賠償金が支払われるもの。

2 その他

- ① 通院・入院見舞給付金、傷害補償金、賠償補償金の金額は、必要に応じて見直しができるものとする。
- ② 保険会社との契約は、公開制度を原則とし、不都合があればその都度見直しをする。
- ③ この会の運営にあたって重要な規則等は、理事会によって定める。それを改める場合は、事前に関係監督庁と協議し、確認のうえ理事会で定める。
- ④ 慣例により、新入生(小1・中1)は4月1日より給付(保険)対象とし、卒業生(小6・中3)は3月31日をもって給付(保険)対象外とする。それ以外の給付対象者も同様とする。なお、役員は任期終了まで給付(保険)対象とする。
- ⑤ 年度の途中に会員でなくなった場合(県外転校等)は対象外とする。
- ⑥ 熱中症及び細菌性食中毒は、給付(保険)対象とする。
※詳細は「安全互助事業の手びき」をご覧ください。

以上

豊橋市立高師小学校 P T A 会則

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は、豊橋市立高師小学校 P T A という。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を高師小学校におく。

第 2 章 目的及び活動

(目 的)

第 3 条 本会は、保護者と教職員が協力して相互の教養を高め、児童の福祉を増進し心身共に健康な児童の育成をはかることを目的とする。

(活 動)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 保護者と教職員による学習
2. 児童の郊外における生活指導
3. 児童の生活環境の改善充実
4. 学校教育に対する理解と協力
5. 会員相互の親和
6. その他必要と認められた事項

第 3 章 方針

(方 針)

第 5 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. どのような場合においても、政治的、宗教的、営利的な活動を行わない。
2. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
3. 学校の管理や人事に干渉しない。

第 4 章 会員

(資 格)

第 6 条 本会の会員となることができる者は、次のとおりとする。

1. 高師小学校に在籍する児童の保護者。
2. 高師小学校に勤務する教職員。

(権利及び義務)

第7条 本会の会員の権利と義務は、次のとおりとする。

1. 会員はすべての平等の権利と義務を有する。
2. 会員は会費を納めるものとする。

(入退会)

第8条 本会への入退会について、次のとおりとする。

1. 児童の入学・転校に際し、その保護者に本会への加入協力を求める。
2. 退会は、書面をもって会長に届けること。
ただし、児童の学籍がなくなった場合はこの限りではない。
3. 退会した会員の再度の入会はこれを妨げない。

第5章 会計

(会 費)

第9条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入に代って支弁する。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 機関

(機 関)

第11条 本会の運営にあたっては、次の機関をおく。

1. 総会
2. 常任委員会
3. 役員会
4. 部会

(運 営)

第12条 総会は、次のとおりとする。

1. 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関である。
2. 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。定期総会は毎年、年度始めに開催する。
3. 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。
4. 総会の定足数は、会員の5分の1とする。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
5. 総会に出席できないときは、委任状をもって出席に代えることができる。
6. 会長が必要と認めたときは、書面にて総会を行うことができる。この場合、

議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。この議決権行使書の未提出及び白紙提出は、賛成に含むものとする。

(総 会)

第 13 条 総会の機能は、次のとおりとする。

1. 会則の決定及び変更
2. 予算、決算の審議及び承認
3. 活動計画の決定及び承認
4. その他必要と認めた事項

(常任委員会)

第 14 条 常任委員会の機能は、次のとおりとする。

1. 常任委員会は、役員、顧問、各部会の部長をもって構成し、総会に次ぐ議決機関である。
2. 常任委員会は、本会の運営に必要な事項及び予算の補正等について審議、議決する。
3. 常任委員会は、総会に提出する議案の作成をする。
4. 常任委員会は、総会で議決された事項の処理と諸事業の計画を立案し、これを実施する。
5. 各部会の部長は、常任委員会と各部会との連絡、調整にあたる。

(役員会)

第 15 条 役員会は役員及び顧問をもって構成し、本会の活動を推進するために随時協議する。

(部会の設置)

第 16 条 本会に次の部会を設置する。

1. 学年部：学級・学年活動への支援に関する活動を行う。
2. 広報部：P T A活動に関する会員の共通理解を得るための情報を提供する活動を行う。
3. 文化部：会員相互の親睦をはかり、研修や講座、奉仕活動を行う。
4. 安全部：地域環境の改善と、安全指導に関する活動を行う。

(部会の運営)

第 17 条 各部会は次のとおりとする。

1. 各部会には部長、副部長、会計をおく。また必要に応じて書記をおくことができる。

2. 各部会には部長、副部長、会計、書記は、部員の中から選出し、会長が委嘱する。
3. 各部会は、会員相互の連携を図り、学校と密接な連絡をとって活動する。
4. 各部会は、本会の円滑な運営に協力する。

(部会の開催)

第 18 条 部長は、活動遂行のため必要に応じて部会を招集することができる。

第 7 章 役員・部員・選考委員

(役 員)

第 19 条 本会に、次の役員及び顧問をおく。

1. 会 長 1 名 (保護者)
2. 顧 問 (校長)
3. 副会長 4 名 (保護者 3 名、教職員 1 名)
4. 書 記 3 名 (保護者 2 名、教職員 1 名)
5. 会 計 3 名 (保護者 2 名、教職員 1 名)
6. 会計監査 2 名 (保護者)

(部 員)

第 20 条 本会に、次の部員をおく。部員の定数は細則で定め、適宜、見直しする。

1. 学年部部員
2. 広報部部員
3. 文化部部員
4. 安全部部員

(役員の任務)

第 21 条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、一切の会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は本会の活動に関する重要事項の記録、書類保管、その他職務を行う。
4. 会計は会長の命を受けて本会の会計事務にあたる。
5. 会計監査は必要に応じて会計経理の監査にあたる。

(部員の任務)

第 22 条 部員の任務は、次のとおりとする。

1. 学年部の部員は、学年部の部会への参加に努め、学級の支援・学年の支援に関する職務を行う。

2. 広報部の部員は、広報部の部会への参加に努め、広報の運営に関する職務を行う。
3. 文化部の部員は、文化部の部会への参加に努め、保護者の教養及び親睦、奉仕活動に関する職務を行う。
4. 安全部の部員は、安全部の部会への参加に努め、学校及び地域における安全に関する職務を行う。

(任 期)

第 23 条 役員及び部員の任期は、会計年度に倣い 1 か年間とする。
会長の任期は、総会終了までとする。
また、再任を妨げない。

(補 充)

第 24 条 役員及び部員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充する。
補充の必要性については、部会及び常任委員会で協議し選任する。
ただし、会長に欠員が生じた時は、常任委員会において役員より選任する。

(補充役員及び補充部員の任期)

第 25 条 補充役員及び補充部員の任期は、前任者の残余期間とする。

(役員及び部員の選任)

第 26 条 選出された役員及び部員は、本会の承認を経て選任する。

(役員及び部員の選出)

第 27 条 役員及び部員の選出については、細則にて規定する。

第 8 章 会則の改正

(会則の改正)

第 28 条 本会の会則改正は、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

第 9 章 個人情報の取り扱いに関する規定

(個人情報の取り扱いに関する規定)

第 29 条 本会が P T A 活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別途定める「個人情報取扱方法」に基づき、適正に運用する。

第 10 章 その他

(細則の定め)

第 30 条 細則については、必要と判断した場合に限り、常任委員会で協議し、過半数の賛成により、定めることができる。

附 則

本会則は、昭和 6 1 年 5 月 1 0 日より実施する。

平成 1 2 年 2 月 2 5 日一部削除

平成 1 3 年 4 月 2 6 日一部削除

平成 1 7 年 4 月 2 5 日一部改正一部削除

平成 2 3 年 4 月 2 2 日一部改正一部削除

平成 2 4 年 4 月 2 0 日一部改正

平成 2 5 年 2 月 2 1 日一部改正

平成 3 1 年 4 月 1 9 日改正

令和 3 年 1 1 月 8 日改正、細則追加

令和 4 年 3 月 1 2 日改正、細則第 4 条 5 項

令和 5 年 3 月 1 1 日改正、細則第 4 条 5 項

令和 5 年 4 月 1 3 日一部修正

豊橋市立高師小学校PTA会則の細則

(活動の円滑化と多様化)

第1条 本会の活動及び各部会による活動が、役員及び部員並びに会員及び教職員にとって負担とならない様に、誰でも担えるように適宜、活動内容の見直し、必要人員の見直しを行う。

(選考委員会)

第2条 選考委員会の構成及び任務は、次のとおりとする。

1. 選考委員会は役員にて構成する。
2. 選考委員会は役員の中から選考する立場の自覚を持った者を選出し、これを公表する。
3. 選考委員会は6月に発足し、その任務を達成した時に解散する。

(役員の選出)

第3条 役員の選出は、次のとおりとする。

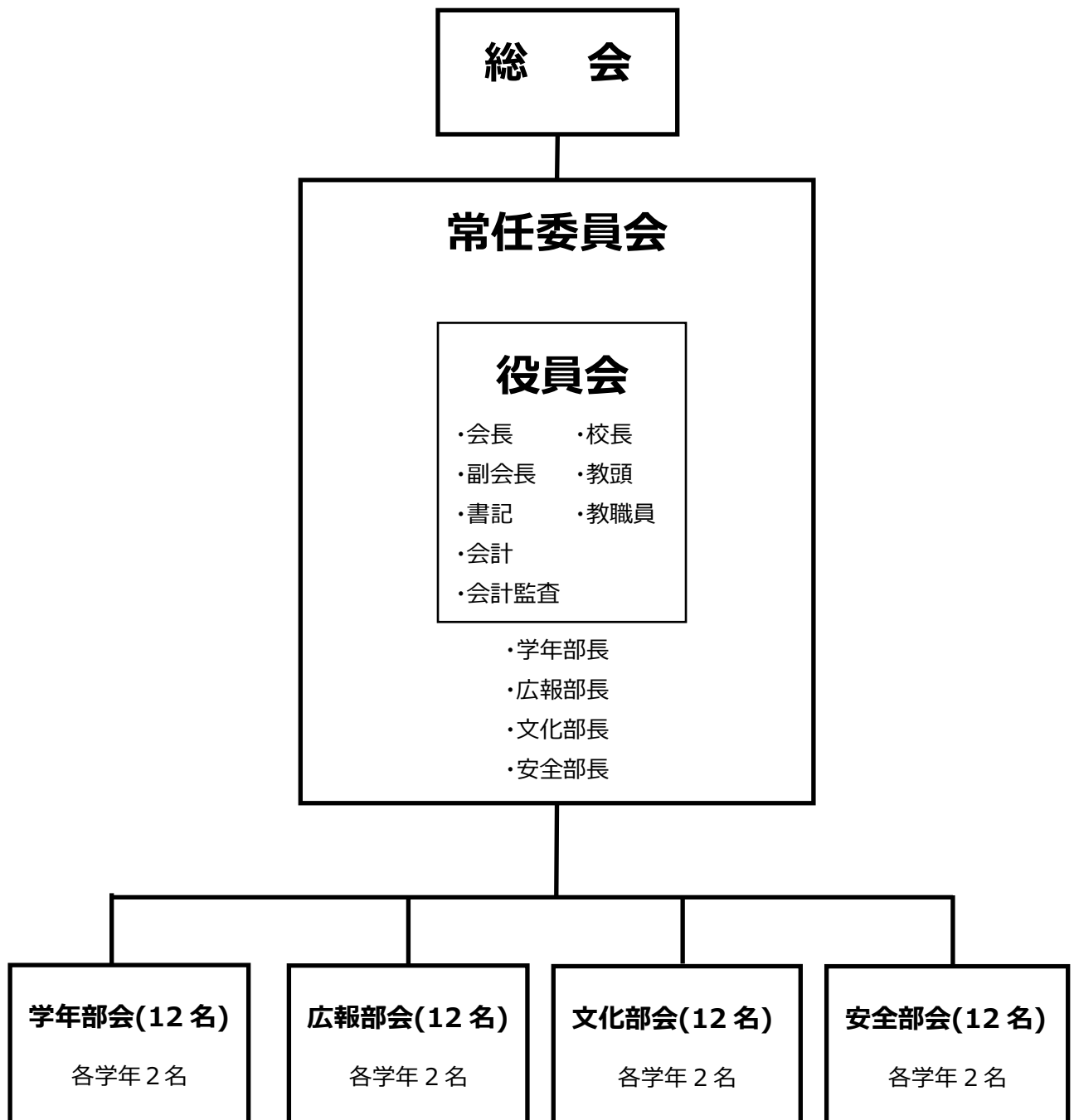
1. 本会の役員は、会員の中から選出する。
2. 本会の役員選出は、選考委員会が行う。
3. 本会の役員は、立候補をした者及び推薦された者の中から選出する。
4. 立候補をした者及び推薦された者がいない場合、またはその人数に達しない場合は、適宜の方法により選出を行う。
5. 過去に役員を経験した者は次年度以降、役員並びに部員への選出を永年免除とする。ただし、立候補による選出はこの限りではない。

(部会の部員及び部長の選出)

第4条 部会の部員の選出は、次のとおりとする。

1. 部会の部員は、会員の中から選出する。選出人員は組織図を参照する。
2. 部会の部員選出は、選考委員会が行う。
3. 部会の部員は、立候補をした者及び推薦された者の中から選出する。
4. 立候補をした者及び推薦された者がいない場合、またはその人数に達しない場合は、抽選その他の方法により選出する。
5. 現職の部員及び過去5年間の部員経験者以外の会員から選出を行う。ただし、選出人員が必要人数に達しない場合はこの限りではない。また、立候補による選出もこの限りではない。
6. 選出された部員の中から、部長を選出する。
7. 部長として選出された者は、次年度以降の部員並びに役員への選出を、永年免除とする。ただし、立候補による選出はこの限りではない。

高師小学校 P T A 組織図



高師小学校PTA 個人情報取扱方法

（目的）

第1条 この個人情報取扱方法は、豊橋市立高師小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する 個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

（指針）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

（周知）

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

（利用目的）

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- （1）会費請求、管理等のための連絡
- （2）文書等の送付
- （3）本会役員・委員・会員名簿等の作成

（個人情報の取得）

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。

・氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

（同意の取り消し）

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

第7条 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配付しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

（管理）

第8条 個人情報は、本会が適正に管理する。

第9条 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（第三者提供の制限）

第10条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （3）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

豊橋市立高師小学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 次の弔事については香料を贈り P T A 代表・学級委員が参列し弔意を表す。

(1) 会員の死亡 5, 0 0 0 円

(2) 児童の死亡 5, 0 0 0 円

(3) 学校職員の死亡 5, 0 0 0 円

・お通夜はさびし見舞いとして、かご盛りを持ち P T A 代表が参列する。

第 2 条 傷病による次の場合は見舞金（品）を贈り見舞する。

児童の長期にわたる入院 3, 0 0 0 円

・ P T A 代表により見舞する。

第 3 条 その他、校区公職者には第 1 条、第 2 条を準用し、必要に応じて役員協議の上決定する。

第 4 条 返礼は一切受けないものとする。

第 5 条 その他必要な事項が起きた場合は役員協議の上決定する。

第 6 条 本規定の経費は P T A 本会計より支出する。

第 7 条 本規定は昭和 5 2 年 4 月 2 6 日より実施する。

備 考 平成 1 1 年 2 月 2 5 日一部削除
本改定は平成 1 1 年 4 月 1 日より実施する。
令和 5 年 3 月 1 1 日一部削除
本改定は令和 5 年 4 月 1 日より実施する。

豊橋市立高師小学校 P T A 表彰規定

本校 P T A 活動に貢献し、その功績顕著なるものの表彰は、次にあげるものについて P T A 会長がこれを行う。

1. 特に表彰を適当と認めるもの。
2. 表彰は毎年 P T A 総会にこれを行う。
ただし、特別な事情があるときは随時これを行うことができる。
3. 被表彰者の選考については、P T A 表彰選考委員会を設け、これを審査するものとする。
4. 委員会は委員長および、委員 5 人を以て組織する。
ただし、臨時に委員を加えることができる。
5. 委員長および委員は、会長がこれを委嘱するものとする。

備 考 平成 1 2 年 2 月 2 5 日 一部削除
 平成 1 4 年 4 月 2 5 日 一部削除